

ハイウィン株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

全社員の平均値の有給休暇取得率を75%以上とする。

〈実施時期・取組内容〉

2022年3月～ 年次有給休暇の前年度取得状況を把握する

2022年4月～ 計画的な取得に向けて取得奨励を計画期間中に6回行う

2022年11月～ 計画的な有給休暇取得を考慮した人員採用計画を策定する

2023年2月～ 前年度の有給休暇取得状況を踏まえ、上記の各取組みを検証する

以上